

滋賀県市町村職員研修センター研修規則

〔平成14年4月1日滋賀県市町村職員研修センター規則第2号〕

改正 平成17年3月31日規則第2号

平成22年4月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県市町村職員研修センター（以下「研修センター」という。）が滋賀県内の組合構成市町の職員等に対して行う研修に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修の目的)

第2条 研修は、職員の資質を向上し、その勤務能率の発揮および増進を図り、もって行政の民主的かつ能率的な運営に寄与することを目的とする。

(研修の区分および内容)

第3条 研修は、次に掲げる区分に従い実施する。

- (1) 一般研修 職員にその職務を遂行するために必要な一般的知識、教養、技能等を修得させることを目的として行う研修をいう。
- (2) 研修指導者養成研修 研修の講師となるべき職員に対し、これに必要な知識および指導技術を修得させることを目的として行う研修をいう。
- (3) 専門研修 職員にその職務を遂行するために必要な専門的知識を修得させ、その実務能力の向上を図ることを目的として行う研修をいう。
- (4) 特別研修 県職員との合同研修や長期にわたる政策形成研修等、定型的な研修以外で主に職員の自己啓発を求める研修をいう。

2 前項に規定する研修の区分のそれぞれについての研修の課程、期間、方式その他研修の内容については、研修センター管理者（以下「管理者」という。）が定める。

(幹事会)

第4条 研修に関し必要な事項を調査、研究するため、研修センターに幹事会を置く。

2 幹事会に関する事項は、別に管理者が定める。

(研修計画)

第5条 管理者は、毎年3月31日までに翌年度の研修の実施計画を作成し、組合構成市町の長に通知するものとする。

(研修生の決定)

第6条 研修を受ける職員（以下「研修生」という。）は、組合構成市町の長の申請に基づき、管理者が決定する。

2 組合構成市町の長は、研修生を申請しようとするときは、管理者が指定する日までに滋

賀州市町村職員研修情報システムにより登録するものとする。

3 管理者は、前項の申請に係る職員が別に定める研修の受講の資格要件に適合すると認めるときは、研修生として決定し、速やかに当該市町の長に通知するものとする。

4 組合構成市町の長は、前項の規定により研修生として決定された者が特別な理由により研修に参加することが困難であると認めるときは、研修生の決定変更を管理者に申請しなければならない。

5 管理者は、前項の申請を受けた場合において、その理由がやむを得ないものであると認めるときは、決定の変更をすることができる。

(研修生の服務)

第7条 研修生は、研修の期間中、管理者が定める規律に従い、研修に専念しなければならない。

(退所)

第8条 管理者は、研修生が次のいずれかに該当するときは、当該市町の長と協議して退所させることができる。

- (1) 正当な理由がなく、研修に出席しないとき。
- (2) 管理者の定める規律に違反し、改める見込みがないとき。
- (3) 心身の故障のため、研修にたえないとき。
- (4) やむを得ない理由により、退所を願い出たとき。

2 管理者は、前項の規定により退所を命じ、または承認したときは、当該市町の長に速やかに通知するものとする。

(効果測定)

第9条 管理者は、研修生に対して試験その他の方法により研修効果の測定を行うことができる。

(修了証書)

第10条 管理者は、誠実に研修を受け、その研修課程に係る全研修時間の4分の3以上出席した研修生に対して、修了証書(様式第2号)を交付する。ただし、管理者が修了証書を交付することを要しないと認めた研修課程にあっては、これを省略することができる。

(研修結果の通知)

第11条 管理者は、所定の研修を修了したときは、その都度研修の結果を当該市町の長に通知するものとする。

(研修の記録)

第12条 管理者は、研修が修了したときは、その都度研修記録を作成し、保管しなければならない。

(組合構成市町等に対する協力)

第13条 管理者は、組合構成市町等が行う研修に関し、講師の派遣その他必要と認めることについて協力をすることができる。

(この規則の実施に関し必要な事項)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、その都度管理者が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

この規則は、滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について滋賀県知事の許可があった日から施行する。(平成17年3月31日許可)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。